

平成24年6月26日6月三次市議会定例会を開議した。

1 出席議員は次のとおりである（26名）

1番 吉岡 広小路	2番 須山 敏夫	3番 齊木 亨
4番 小池 拓司	5番 鈴木 深由希	6番 桑田 典章
7番 岡田 美津子	8番 久保井 昭則	9番 助木 達夫
10番 新家 良和	11番 福岡 誠志	12番 山村 恵美子
13番 澤井 信秀	14番 杉原 利明	15番 穴戸 稔
16番 保実 治	17番 池田 徹	18番 大森 俊和
19番 竹原 孝剛	20番 平岡 誠	21番 小田 伸次
22番 林 千祐	23番 亀井 源吉	24番 伊達 英昭
25番 國岡 富郎	26番 沖原 賢治	

2 欠席議員は次のとおりである

なし

3 地方自治法第121条により説明のため出席した者の職氏名（25名）

市長 増田 和俊	副市長 高岡 雅樹
副市長 津森 貴行	総務部長 元 廣修
財務部長 中原 環	地域振興部長 藤井 啓介
福祉保健部長 森田 和利	子育て支援部長 大鎗 克文
総合窓口センター部長 瀧 奥 恵	市民病院部事務部長 田邊 俊
教育長 児玉 一基	教育次長 白石 欣也
建設部長 花本 英蔵	水道局長 上岡 譲二
産業部長 堂本 昌二	君田支所長 平岡 淳
布野支所長 反田 博美	作木支所長 瀧 奥 祥二郎
吉舎支所長 中野 誠二	三良坂支所長 渡辺 健次
三和支所長 行原 雅典	甲奴支所長 藤原 晴彦
監査事務局長 伊川 文雄	選挙管理委員会事務局長 池田 祐治
農業委員会事務局長 高家 幸男	

4 職務のため議場に参加した事務局職員の職氏名（5名）

事務局次長 福永 清三	次長 吉川 一也
議事係長 中村 静明	政務調査係長 池本 敏範
政務調査主任 瀧 熊 圭治	

5 会議に付した事件は次のとおりである

日程番号	議案番号	件名
第 1	議案第53号 議案第56号 議案第58号 請願第3号	(総務常任委員長報告4件) 三次市特別職の職員で非常勤のものの報酬及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例(案)(原案可決) 三次市個人情報保護条例の一部を改正する条例(案)(原案可決) 財産の取得について(原案可決) 消費税増税反対の意見書の提出について(採択)
第 2	議案第52号 議案第54号 議案第59号	(教育民生常任委員長報告3件) 住民基本台帳法の一部を改正する法律及び出入国管理及び難民認定法及び日本国との平和条約に基づき日本の国籍を離脱した者等の出入国管理に関する特例法の一部を改正する等の法律の施行に伴う関係条例の整備等に関する条例(案)(原案可決) 三次市ひとり親家庭等医療費支給条例及び三次市病後児保育室設置及び管理条例の一部を改正する条例(案)(原案可決) 三次市の特定の事務を取り扱わせる郵便局の指定の変更について(原案可決)
第 3	議案第55号 議案第57号	(産業建設常任委員長報告2件) 三次市道路占用料徴収条例の一部を改正する条例(案)(原案可決) 工事委託契約の締結について(原案可決)
第 4	報告第18号	専決処分の報告について(訴えの提起について)
第 5	発議第4号	地方財政の充実・強化を求める意見書(案)(原案可決)
第 6	発議第5号	教育予算の拡充を求める意見書(案)(原案可決)
第 7	発議第6号	消費税増税をしないことを求める意見書(案)(原案可決)
第 8		議会改革の推進について(決定)

日程番号	議案番号	件名
第 9		行財政改革について（決定）
第 10		三次市新庁舎建設について（決定）
第 11		<p>（閉会中継続審査申出事件39件）</p> <p>.....</p> <p>（総務常任委員会）</p> <ol style="list-style-type: none"> <li>1 消防及び防災対策について</li> <li>2 財政運営の健全化について</li> <li>3 市有財産の管理について</li> <li>4 入札、契約及び検査体制について</li> <li>5 住民自治組織の育成について</li> <li>6 まちづくり対策について</li> <li>7 情報政策の推進について</li> <li>8 男女共同参画及び青少年健全育成について</li> <li>9 平和及び人権について</li> <li>10 企業誘致について</li> <li>11 三次長寿村について</li> </ol> <p>（教育民生常任委員会）</p> <ol style="list-style-type: none"> <li>1 国民年金、国民健康保険及び後期高齢者医療について</li> <li>2 クリーンセンターについて</li> <li>3 環境対策について</li> <li>4 斎場の運営について</li> <li>5 社会福祉施策について</li> <li>6 障害者福祉施策について</li> <li>7 高齢者福祉施策について</li> <li>8 介護福祉施策について</li> <li>9 健康推進施策について</li> <li>10 母子保健施策について</li> <li>11 地域医療施策について</li> <li>12 子育て環境について</li> <li>13 児童福祉施策について</li> </ol>

日程番号	議案番号	件名
第 11		14 市立三次中央病院の運営について 15 教育施策について (産業建設常任委員会) 1 市内公共施設の現状調査について 2 商工業等の活性化について 3 農業、林業、水産業及び畜産業の振興について 4 道路、橋梁及び河川の管理・整備について 5 上下水道等の整備・維持管理について 6 都市計画の策定等について 7 都市公園の整備について 8 住宅対策の推進について 9 雇用対策について 10 三次駅周辺整備事業について 11 みらさか土地区画整理事業について 12 中国横断自動車道尾道松江線開通に伴う産業等の活性化について 13 道の駅の整備について

平成24年6月三次市議会定例会議事日程（第5号）

（平成24年6月26日）

日程番号	議案番号	件名
第 1		（総務常任委員長報告4件）
	議 53	三次市特別職の職員で非常勤のものの報酬及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例（案）…………… 273
	議 56	三次市個人情報保護条例の一部を改正する条例（案）…………… 273
	議 58	財産の取得について…………… 273
	請 3	消費税増税反対の意見書の提出について…………… 273
第 2		（教育民生常任委員長報告3件）
	議 52	住民基本台帳法の一部を改正する法律及び出入国管理及び難民認定法及び日本国との平和条約に基づき日本の国籍を離脱した者等の出入国管理に関する特例法の一部を改正する等の法律の施行に伴う関係条例の整備等に関する条例（案）…………… 276
	議 54	三次市ひとり親家庭等医療費支給条例及び三次市病後児保育室設置及び管理条例の一部を改正する条例（案）…………… 277
	議 59	三次市の特定の事務を取り扱わせる郵便局の指定の変更について…………… 277
第 3		（産業建設常任委員長報告2件）
	議 55	三次市道路占用料徴収条例の一部を改正する条例（案）…………… 278
	議 57	工事委託契約の締結について…………… 278
第 4	報 18	専決処分の報告について（訴えの提起について）…………… 281
第 5	発 4	地方財政の充実・強化を求める意見書（案）…………… 282
第 6	発 5	教育予算の拡充を求める意見書（案）…………… 284
第 7	発 6	消費税増税をしないことを求める意見書（案）…………… 285
第 8		議会改革の推進について…………… 287

日程番号	議案番号	件名	
第 9		行財政改革について……………	287
第 10		三次市新庁舎建設について……………	288
第 11		(閉会中継続審査申出事件39件) ……………	
		(総務常任委員会)	
		1 消防及び防災対策について……………	289
		2 財政運営の健全化について……………	289
		3 市有財産の管理について……………	289
		4 入札、契約及び検査体制について……………	289
		5 住民自治組織の育成について……………	289
		6 まちづくり対策について……………	289
		7 情報政策の推進について……………	289
		8 男女共同参画及び青少年健全育成について……………	289
		9 平和及び人権について……………	289
		10 企業誘致について……………	289
		11 三次長寿村について……………	289
		(教育民生常任委員会)	
		1 国民年金、国民健康保険及び後期高齢者医療について……………	289
		2 クリーンセンターについて……………	289
		3 環境対策について……………	289
		4 斎場の運営について……………	289
		5 社会福祉施策について……………	289
		6 障害者福祉施策について……………	289
		7 高齢者福祉施策について……………	289
		8 介護福祉施策について……………	289
		9 健康推進施策について……………	289
	10 母子保健施策について……………	289	
	11 地域医療施策について……………	289	
	12 子育て環境について……………	290	
	13 児童福祉施策について……………	290	

日程番号	議案番号	件名
第 11		14 市立三次中央病院の運営について…………… 290
		15 教育施策について…………… 290 (産業建設常任委員会)
		1 市内公共施設の現状調査について…………… 290
		2 商工業等の活性化について…………… 290
		3 農業、林業、水産業及び畜産業の振興について…………… 290
		4 道路、橋梁及び河川の管理・整備について…………… 290
		5 上下水道等の整備・維持管理について…………… 290
		6 都市計画の策定等について…………… 290
		7 都市公園の整備について…………… 290
		8 住宅対策の推進について…………… 290
		9 雇用対策について…………… 290
		10 三次駅周辺整備事業について…………… 290
		11 みらさか土地区画整理事業について…………… 290
		12 中国横断自動車道尾道松江線開通に伴う産業等の活性化 について…………… 290
	13 道の駅の整備について…………… 290	



~~~~~ ○ ~~~~~

——開議 午前10時 0分——

○議長（沖原賢治君） 皆さんおはようございます。

傍聴者の皆様には、大変お忙しい中お越しをいただきまして、まことにありがとうございます。

本日は6月定例会最終日であります。各委員会審議の報告と採決及び追加議案等の審議を行いますので、よろしくお願いを申し上げます。

ただいまの出席議員数は26名であります。

これより本日の会議を開きます。

本日の会議録署名者として、杉原議員及び澤井議員を指名をいたします。

~~~~~ ○ ~~~~~

#### 日程第1 総務委員長報告4件

議案第53号 三次市特別職の職員で非常勤のものの報酬及び費用弁償に関する  
条例の一部を改正する条例（案）

議案第56号 三次市個人情報保護条例の一部を改正する条例（案）

議案第58号 財産の取得について

請願第3号 消費税増税反対の意見書の提出について

○議長（沖原賢治君） 日程第1、議案第53号外2議案及び請願1件を一括議題といたします。

議案3件及び請願1件について、総務常任委員長の報告を求めます。

（総務常任委員長 亀井源吉君、挙手して発言を求め）

○議長（沖原賢治君） 亀井総務常任委員長。

〔総務常任委員長 亀井源吉君 登壇〕

○総務常任委員長（亀井源吉君） 皆さんおはようございます。総務常任委員長報告をさせていただきます。

今期定例会において総務常任委員会に審査付託となりました議案3件及び請願1件について、その審査の経過と結果を御報告申し上げます。

本委員会では、去る6月21日に委員会を開催し、担当部長等の出席を求め、慎重に審査いたしました。

議案第53号三次市特別職の職員で非常勤のものの報酬及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例（案）外議案2件については、審査の結果、いずれも全員一致をもって原案のとおり可決してよいものと決しました。

次に、請願第3号消費税増税反対の意見書の提出については、審査の結果、願意妥当と認め、賛成多数をもって採択してよいものと決しました。

審査の過程において各委員から述べられた指摘及び意見について、委員会の総意とされたものを申し上げます。

議案第58号財産の取得については、土地の売却処分または有効活用の方法については検討し、

維持管理経費の縮減に努められたい。

以上、述べました事項のほか、委員会審査において各委員から述べられた指摘及び意見についても今後十分に反映していただくよう要望し、委員長報告を終わります。

○議長（沖原賢治君） ただいまの委員長報告に対する質疑を願います。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（沖原賢治君） 質疑なしと認めます。

討論願います。

（7番 岡田美津子君、挙手して発言を求める）

○議長（沖原賢治君） 岡田議員。

○7番（岡田美津子君） 私は……。

○議長（沖原賢治君） ちょっと待って。反対討論ですね。

（7番岡田美津子君「はい」と呼ぶ）

じゃあ、反対討論から進めていきたいと思います。

はい、どうぞ。

○7番（岡田美津子君） おはようございます。私は、請願第3号消費税増税反対の意見書の提出についてを、意見を付して反対の立場で討論いたします。

このたび公明党は、社会保障と税の一体改革関連法案の修正協議に参加し、3党合意に踏み切りました。

高齢化が進み、現役世代が減少する中で、安心の社会保障制度をどのように維持拡大していくのか、そのために必要な財源をどうするかは大きな課題です。現在の社会保障を維持していくだけでも、毎年約1兆円の予算がふえております。また、年金、医療、介護、子育てに関しても充実の要望が強くあります。現在の社会保障を維持させ、充実させていくためにも、安定財源が必要です。

公明党は、その財源を得るための消費税を含む税の抜本改革はいたし方ない、必要だと考えております。しかし、このたびの3党合意では、消費税を上げる前に社会制度改革を充実させていく、また安定させていくとし、公明党が参加することにより増税先行に歯どめをかけることができました。

公明党は、1つに、社会保障を置き去りにした増税は認められない、2つに、デフレ、景気対策を担保とする、3つ目に低所得者対策をしっかりと講じるなど、真正面から訴え、公明党の主張を随所に反映させることができました。

社会保障においては、民主党の掲げる新年金制度の創設と後期高齢者医療制度の廃止に象徴されるように、実現不可能なものばかりでしたが、このたびの3党合意において、今後は新たに設置する国民会議で実現性ある社会保障への協議を始めることとし、事実上撤廃への道筋をつけました。

また、低年金者対策とともに、国民年金の受給資格を現在の25年から10年間に短縮することを盛り込むことができました。

また、この意見書にもあるように、消費税には低所得者ほど負担が重くなる逆進性の問題があります。そこで、公明党は、低所得者対策を強く訴え、その結果、当初政府案にはなかった一部の品目の税率を低くする軽減税率を低所得者対策の選択肢として法案に明記することになりました。具体的には、消費税を8%引き上げる際には簡素な給付措置と政府案にはなかった軽減税率を、税率10%の際は軽減税率と給付つき税額控除が選択肢となり、しっかりとした低所得者対策といたしました。

一方、政府案では、景気対策があいまいでしたが、消費税引き上げによる経済への影響を踏まえて、成長戦略や公明党が主張した事前防災及び減災等に資する分野に資金を重点的に配分し、我が国経済の成長等に向けた施策を検討することが法律に盛り込まれました。

成長戦略、デフレ脱却に一気に力を入れることが今政治で最も重要なことと考えます。また、小売業、中小・零細企業など、消費税が価格に転嫁できないという問題に対しましても、下請、孫請いじめにならないよう、必要な法の改正、強化を図るとしております。行財政改革の徹底や消費税の使い道を年金、医療、介護、子育ての4分野に限定することもできました。税制全体の抜本的見直しも今後税制改正会議の議論の中で行うことになりました。

消費税率を引き上げる際には、国民会議の結論を確認することとし、社会保障改革が決まらない限り、また低所得者対策、景気の回復を確認できること、実質成長率2%、名目成長率3%を目指すとしておりますが、これらが決まらない限り、消費増税ができない仕組みにいたしました。残された課題の協議においても、公明党は今後、消費税の引き上げは必要なものの増税先行は許さないとの姿勢で取り組んでまいります。

以上のことにより、この意見書の提出については意見を付して反対といたします。

以上で反対討論を終わります。

○議長（沖原賢治君） 次に、賛成討論を願います。

（16番 保実 治君、挙手して発言を求め）

○議長（沖原賢治君） 保実議員。

○16番（保実 治君） 清友会の保実でございます。

私は、請願第3号に対しまして賛成の立場で討論に参加をさせていただきます。

消費税の最大の問題点は、高所得者ほど安く、低所得者ほど高負担となる逆進性にあります。不公平性にあることは言うまでもありません。したがって、消費税の増税は低所得者層に一番打撃になり、生活破壊になりかねません。喜ぶのは、国の財源がふえることを望む消費税を負担しなくて済む手段を持つ大企業であります。

国の約1,000兆円にも上る国債残高、借金大国の財政状況を考慮すると、将来的には消費税の増税はやむを得ないと思いますが、現在の我が国は、長期化し出口の見えないデフレ状態にあります。年金、介護、医療の各負担は増大を続け、国民の生活は厳しいものがあります。消費税の価格転嫁が難しい中小企業の経営は限界に達している状況でございます。

消費税の還付金は、毎年約3兆円、この大半は資本金10億円以上の大企業であり、この問題をそのままにしたままの増税では不公平感があります。

また、医療費は、社会保障の観点から非課税とされ、患者が支払う診療代には課税されてお  
りませんが、医療機器など医療設備の購入には消費税がかかり、中小の病院には重く、地域の  
生活に身近な医療機関の経営を困難にさせるものです。

それゆえに、消費税の抱える問題点への十分な対応を図られねばならないが、消費税の増税  
の前にしなければならない制度上の問題点や、これらをカバーする福祉政策など、ことごとく  
棚上げ、もしくは捨てられており、消費税の増税は国民の多数の意思、特に弱者の願いを無視  
するものであります。

市民の暮らしが一番という政治信条を掲げるものとして、このような状況の中では到底消費  
税増税は受け入れがたく、本案に賛成するものであります。

以上です。

○議長（沖原賢治君） ほかにありますか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（沖原賢治君） これをもって討論を終結します。

これより議案第53号外2議案及び請願1件を採決いたします。

初めに、反対討論のありました請願第3号消費税増税反対の意見書の提出についてを採決い  
たします。

本件は、反対討論がありましたので、起立により採決をいたします。

本件に対する委員長の報告は採択であります。

委員長の報告のとおり決することに賛成の方の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長（沖原賢治君） 起立多数であります。

よって請願第3号消費税増税反対の意見書の提出については委員長の報告のとおり採択と決  
しました。

次に、議案第53号外2議案を採決いたします。

議案3件に対する委員長の報告は可決であります。

お諮りいたします。

議案第53号外2議案は委員長の報告のとおり決することに御異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（沖原賢治君） 異議なしと認めます。

よって議案第53号外2議案は委員長の報告のとおり可決されました。

~~~~~ ○ ~~~~~

## 日程第2 教育民生常任委員長報告3件

議案第52号 住民基本台帳法の一部を改正する法律及び出入国管理及び難民認  
定法及び日本国との平和条約に基づき日本の国籍を離脱した者等  
の出入国管理に関する特例法の一部を改正する等の法律の施行に  
伴う関係条例の整備等に関する条例（案）

議案第54号 三次市ひとり親家庭等医療費支給条例及び三次市病後児保育室設置及び管理条例の一部を改正する条例（案）

議案第59号 三次市の特定の事務を取り扱わせる郵便局の指定の変更について

○議長（沖原賢治君） 日程第2、議案第52号外2議案を一括議題といたします。

議案3件について、教育民生常任委員長の報告を求めます。

（教育民生常任委員長 宍戸 稔君、挙手して発言を求め）

○議長（沖原賢治君） 宍戸教育民生常任委員長。

〔教育民生常任委員長 宍戸 稔君 登壇〕

○教育民生常任委員長（宍戸 稔君） 皆さんおはようございます。教育民生常任委員長報告を行います。

今期定例会において教育民生常任委員会に審査付託となりました議案3件について、その審査の経過と結果を御報告申し上げます。

本委員会では、去る6月21日に委員会を開催し、担当部長等の出席を求め、慎重に審査いたしました。

議案第52号住民基本台帳法の一部を改正する法律及び出入国管理及び難民認定法及び日本国との平和条約に基づき日本の国籍を離脱した者等の出入国管理に関する特例法の一部を改正する等の法律の施行に伴う関係条例の整備等に関する条例（案）外議案2件については、審査の結果、いずれも全員一致をもって原案のとおり可決してよいものと決しました。

審査の過程において各委員から述べられた指摘及び意見について、その主なものを申し上げます。

議案第52号については、外国人登録法の廃止に伴う制度の変更について、対象となる外国人やその関係者に対し、引き続き説明会などを開催し、十分な周知を図りたい。

また、市役所内の案内板や手続などにおける外国語表記についても、来庁者にわかりやすいものとし、丁寧な対応となるよう努められたい。

以上、述べました事項のほか、委員会審査において各委員から述べられた指摘及び意見についても今後十分に反映していただくよう要望し、委員長報告を終わります。

○議長（沖原賢治君） ただいまの委員長報告に対する質疑を願います。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（沖原賢治君） 質疑なしと認めます。

これをもって質疑を終わります。

討論願います。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（沖原賢治君） 討論なしと認めます。

これより議案第52号外2議案を採決いたします。

議案3件に対する委員長の報告は可決であります。

お諮りいたします。

議案第52号外2議案は委員長の報告のとおり決することに御異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○議長(沖原賢治君) 異議なしと認めます。

よって議案第52号外2議案は委員長の報告のとおり可決されました。

~~~~~ ○ ~~~~~

### 日程第3 産業建設常任委員長報告2件

議案第55号 三次市道路占用料徴収条例の一部を改正する条例(案)

議案第57号 工事委託契約の締結について

○議長(沖原賢治君) 日程第3、議案第55号外1議案を一括議題といたします。

議案2件について、産業建設常任委員長の報告を求めます。

(産業建設常任委員長 小田伸次君、挙手して発言を求める)

○議長(沖原賢治君) 小田産業建設常任委員長。

[産業建設常任委員長 小田伸次君 登壇]

○産業建設常任委員長(小田伸次君) 皆さんおはようございます。産業建設常任委員長報告を行います。

今期定例会において産業建設常任委員会に審査付託となりました議案2件について、その審査の経過と結果を御報告申し上げます。

本委員会では、去る6月21日に委員会を開催し、担当部局長等の出席を求め、慎重に審査いたしました。

議案第55号三次市道路占用料徴収条例の一部を改正する条例(案)については、審査の結果、全員一致をもって原案のとおり可決してよいものと決しました。

次に、議案第57号工事委託契約の締結については、審査の結果、賛成多数をもって原案のとおり可決してよいものと決しました。

審査の過程において各委員から述べられた指摘及び意見について、その主なものを申し上げます。

議案第57号については、1、委託契約の相手方に対し、工事発注に当たっては、可能な限り市内業者を優先するよう十分協議されたい。

2、水処理施設の増設は専門性の高い事業ではあるが、今後は市が工事発注、工事管理などを行うことで経費節減となるよう、職員の専門知識の向上に努力されたい。

3、尾道松江線三次ジャンクション周辺など、今後住宅等の増加が見込まれる下水道未整備の地域において、将来を見据えた効果的な都市計画を早期に実施されたい。

以上、述べました事項のほか、委員会審査において各委員から述べられた指摘及び意見についても今後十分に反映していただくよう要望し、委員長報告を終わります。

○議長(沖原賢治君) ただいまの委員長報告に対する質疑を願います。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○議長(沖原賢治君) 質疑なしと認めます。

これをもって質疑を終わります。

討論を願います。

これより討論を行います。

討論は、反対討論、賛成討論を交互にお願いをいたします。

まず、反対の討論を許します。

(1番 吉岡広小路君、挙手して発言を求める)

○議長(沖原賢治君) 吉岡議員。

○1番(吉岡広小路君) 私は、議案第57号工事委託契約の締結について、反対の立場で討論を行わせていただきたいと思います。

まず、下水道事業の処理区域の拡大については、先ほど委員長報告にもありましたとおり、必要な事業として認め、特にさらに今回の拡大区域以外の区域、特に酒屋地域、インターチェンジ付近でありますとか、八次に予定をされております四拾貫のインターチェンジ付近でありますとか、今後宅地開発でありますとか企業等の誘致が見込める地域については、早期の拡大を図って、それに対応されるべきものと考えております。

一方、今回の工事の19億8,000万円の日本下水道事業団への委託には反対であります。

今回の地方共同法人下水道事業団の前身は、下水道事業センターとして昭和47年に設立されました。もちろん当時は、下水道普及がまだまだ全国的にも少なく、専門の技術者も少なく、昭和50年にはこの下水道事業センターが下水道事業団として名称も変更して、一定の役割を果たしてきたものというふうに思います。特に町村に関しては、そういった専門の下水に関する職員もいなかったりというところで、この役割も果たしてきておるんだらうと思います。

しかし、その後、事業団と発注業者との官製談合が発覚をして社会的問題になったり、近年は国の官僚の天下り機関としてその仕分けの対象にもなっておったところでもあります。実際に調べてみますと、この下水道事業団の6人の常勤理事のうち3人は国土交通省からの天下りの役員であります。

そういった意味からいくと、これまで進めてきた地域主権、地方分権でありますとかそういった観点からも反する今回の委託であろうかと思えます。

さらに、内容を見てみますと、今回の委託の前年、昨年、下水道事業団とも、これも随意契約、1社の独占という形で5,000万円の設計契約を結んでおります。この契約に関しても、それぞれ他の業者でありますとか、コンサルでありますとか、見積もりをとって決めたわけではなく、一方的に下水道事業団との随意契約、委託契約で設計が認められ、今回その設計に基づいてこの委託契約をしようとするものであります。

今回、19億8,000万円の委託契約を結ぼうとしておりますけれども、この金額についても、他の業者でありますとか、他の見積もりであるとか、そういったものと比較検討された数字ではなく、下水道事業団から設計が出されたもの、多少値引きもあるようでありますけれども、その見積もりに応じて今回の19億8,000万円の委託契約を結ぼうとしておるものであります。

今回の委託契約の契約金額の中には1億円の管理諸費が含まれておりまして、当然業者発注、

今回の下水道事業団に委託発注せずに、市のほうで管理監督を行ったならば、この1億円の諸費も確実に削減できる数字であります。

私自身思うのに、この三次市役所の職員には、こうした下水道に関する管理監督等のできる技術者は必ず存在をしますし、その能力の高い職員もたくさんいると思います。そして、今回この事業団に委託契約をするということは、その職員としての技術者養成というチャンスを市の幹部はみすみす失うことになってしまいます。

水質管理センターは、福岡市長時代の2000年に完成しまして、その前に委託契約を事業団と結びましたけれども、その当時から丸投げに対する批判がありました。しかし、当時は、三次市としても初めての下水道事業であったし、そういった専門の職員がいないということで下水道事業団に委託発注しましたけれども、今回は増設の工事でありますし、その後何年もかけて職員も養成されておると思います。もっと三次市の職員を信用して、立派な管理監督を三次市の手で独自に行っていたいただきたいと思うわけであります。

かつてみよし運動公園を建設したときに、これも福岡市長の時代でありましたけれども、やはり住宅都市整備公団に発注をいたしました。しかし、30歳前半の若い職員が、今の陸上競技場を建設するときに福岡市長に直訴し、住宅都市整備公団などに委託しておったんではいい仕事はできない、いい運動公園が作りたい、自分たちで、自前で事業をさせてくれというふうに直訴して、その道を選ばれたのが福岡市長でありました。その彼はもう既に病に倒れ、亡くなってしまいましたが、その気概とか思いとか、そこの心意気は受け継がなければならないものだと思います。

そういった、みすみす経費の削減ができるということ、さらには職員の能力の開発を失うということ、そういったことに関して、私はこの案に反対をいたします。

○議長（沖原賢治君） 次に、賛成討論をお願いします。

（18番 大森俊和君、挙手して発言を求め）

○議長（沖原賢治君） 大森議員。

○18番（大森俊和君） 私は、議案第57号工事請負の委託について、賛成の立場で討論をさせていただきます。

本件工事は、19億8,000万円、4年間に上る工事ということで、三次市においては大規模工事であります。その内容も、土木、建築、機械、電気、計装など多岐にわたり、それぞれの工事は密接に、また複雑に絡んでおり、専門性を必要とするものであります。三次市にはそのノウハウが現在では不足しているのが現実であります。

このため、工事実績と豊富な経験を持ち、また技術スタッフが充実している日本下水道事業団に委託するものでございます。

日本下水道事業団は、地方公共団体が全額出資しており、地方公共団体の要請により、下水道の根幹的施設の建設及び維持管理等の業務を代行する地方共同法人でございます。

ちなみに、22年度の事業団の処理場建設の実績は、約1,347億円の実績を持っており、入った市町村も、都市も、広島市、東広島市、江田島市、そのほか中国地方でも8件の市町に及ん

でおります。

こういうところから見て、総合的に委託することにより、品質、コスト両面で高い成果が同時に得られる可能性が非常に高く、また事後検診や15年検診、会計検査受検などのアフターケアサービスが充実しており、将来的に見ても、三次市にとっては有利であると確信をしております。

入札事務においては、積算基準等により適正かつ合理的に予定価格が積算される上、一般競争入札で予定価格の事後公表により透明性が十分確保されていると信じております。

また、平成21年度、平成22年度の落札結果を見ても、2カ年の平均落札は86%となっており、競争原理が働いていると考えております。

以上のことからして、日本下水道事業団へ総合的に委託することは、契約の目的、内容に照らし合わせて合理的であると判断をしております。

さらに、地元三次市の還元という意味から見ても、事業団と地元業者とのジョイント、また入札等さまざまな手法はあると思いますけれども、地元業者を優先的に使っていただくことによって地元三次市へもその事業の還元ができるものであると信じております。

そういう観点から、私は賛成の立場で討論に参加させていただきます。

以上です。

○議長（沖原賢治君） ほかに討論ありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（沖原賢治君） これをもって討論を終わります。

これより議案第55号外1議案を採決いたします。

初めに、反対討論のありました議案第57号工事委託契約の締結についてを採決いたします。

本案は、反対討論がありましたので、起立により採決をいたします。

本案に対する委員長の報告は可決であります。

委員長の報告のとおり決することに賛成の方の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長（沖原賢治君） 起立多数であります。

よって議案第57号は委員長の報告のとおり可決されました。

次に、議案第55号を採決いたします。

本案に対する委員長の報告は可決であります。

お諮りいたします。

本案は委員長の報告のとおり決することに御異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（沖原賢治君） 異議なしと認めます。

よって議案第55号は委員長の報告のとおり可決されました。

~~~~~ ○ ~~~~~

日程第4 報告第18号 専決処分の報告について（訴えの提起について）

○議長（沖原賢治君） 日程第4、報告第18号専決処分の報告についてを議題といたします。

提案理由の説明を求めます。

（副市長 高岡雅樹君、挙手して発言を求め）

○議長（沖原賢治君） 高岡副市長。

〔副市長 高岡雅樹君 登壇〕

○副市長（高岡雅樹君） ただいま上程となりました報告第18号の報告1件について御説明申し上げます。

報告第18号専決処分の報告について御説明申し上げます。

本件は、市営住宅の入居者の連帯保証人に対し、滞納家賃等の支払い督促の申し立てを行ったところ、入居者と同様に異議の申し立てがなされ、これに伴いまして、民事訴訟法第395条の規定に基づき訴訟事件に移行することとなったため、地方自治法第180条第1項の規定によりまして専決処分いたしましたので、同条第2項の規定に基づき御報告申し上げるものでございます。

○議長（沖原賢治君） 質疑を願います。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（沖原賢治君） 質疑なしと認めます。

これをもって質疑を終わります。

本件は、地方自治法に基づき指定された専決処分であります。先例により、質疑のみといたします。

~~~~~ ○ ~~~~~

#### 日程第5 発議第4号 地方財政の充実・強化を求める意見書（案）

○議長（沖原賢治君） 日程第5、発議第4号地方財政の充実・強化を求める意見書（案）を議題といたします。

提案理由の説明を求めます。

（9番 助木達夫君、挙手して発言を求め）

○議長（沖原賢治君） 助木議員。

〔9番 助木達夫君 登壇〕

○9番（助木達夫君） 皆さんおはようございます。

ただいま御上程となりました発議第4号について、提出者を代表して提案理由の説明を申し上げます。

提出者は、平岡誠議員、林千祐議員、國岡富郎議員、福岡誠志議員、亀井源吉議員、須山敏夫議員、山村恵美子議員、桑田典章議員と私、助木達夫でございます。

本案は、地方自治法第99条及び三次市議会会議規則第13条の規定により提出するものでございます。

案文の朗読をもって提案理由の説明にかえさせていただきます。

発議第4号

地方財政の充実・強化を求める意見書（案）

急速に高齢社会が到来し、国の歳出に占める社会保障関係費の割合は5割を超え、社会保障の機能強化と持続可能性の確保が一層重要となっている。社会保障においては、子育て、医療介護など、多くのサービスを提供する地方自治体の役割が高まっており、安心できる社会保障制度を確立するためにも、安定した財源の確保が重要である。また、全国の経済状況は依然として停滞しており、地域の雇用確保、社会保障の充実など、地域のセーフティネットとしての地方自治体が果たす役割はますます重要となっている。

特に、地域経済と雇用対策の活性化が求められる中で、介護・福祉施策の充実、農林水産業の振興、クリーンエネルギーの開発など、雇用確保と結び付け、これらの政策分野の充実・強化が求められている。平成24年度政府予算では地方交付税について総額17.5兆円を確保しており、来年度予算においても、本年度と同規模の地方財政計画・地方交付税が求められている。

よって、国におかれては、平成25年度の地方財政予算全体の安定確保に向けて、次のとおり対策をとられるよう強く求める。

- 1 被災自治体に対する復興費については、国の責任において確保し、自治体の財政が悪化しないよう各種施策を十分に講ずること。また、復旧・復興に要する地方負担分は、通常の予算とは別に計上すること。
- 2 医療・介護、子育て支援分野の人材確保など、少子・高齢化に対応した一般行政経費の充実、農林水産業の再興、環境対策など、今後増大する財政需要を的確に取り入れ、平成25年度地方財政計画を策定すること。
- 3 地方財源の充実・強化を図るため、地方交付税の総額確保と小規模な自治体に配慮した再分配機能の強化、国税5税の法定率の改善、社会保障分野の単位費用の改善、国の直轄事業負担金の見直しなど、抜本的な対策を進めること。

以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出する。

平成24年（2012年）6月26日

三 次 市 議 会

以上であります。全員の御賛同をいただきますようお願いし、提案理由の説明とさせていただきます。

○議長（沖原賢治君） 質疑を願います。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（沖原賢治君） 質疑なしと認めます。

討論を願います。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（沖原賢治君） 討論なしと認めます。

これより発議第4号を採決いたします。

お諮りいたします。

本意見書案は原案のとおり決することに御異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○議長(沖原賢治君) 御異議なしと認めます。

よって発議第4号地方財政の充実・強化を求める意見書(案)は原案のとおり可決されました。

~~~~~ ○ ~~~~~

#### 日程第6 発議第5号 教育予算の拡充を求める意見書(案)

○議長(沖原賢治君) 日程第6、発議第5号教育予算の拡充を求める意見書(案)を議題といたします。

提案理由の説明を求めます。

(10番 新家良和君、挙手して発言を求める)

○議長(沖原賢治君) 新家議員。

[10番 新家良和君 登壇]

○10番(新家良和君) 皆さんおはようございます。

ただいま御上程となりました発議第5号について、提出者を代表して提案理由の説明を申し上げます。

提出者は、竹原孝剛議員、伊達英昭議員、岡田美津子議員、宍戸稔議員、杉原利明議員、齊木亨議員、鈴木深由希議員と私、新家良和でございます。

本案は、地方自治法第99条及び三次市議会会議規則第13条の規定により提出するものでございます。

案文の朗読をもって提案理由の説明にかえさせていただきます。

#### 発議第5号

#### 教育予算の拡充を求める意見書(案)

35人以下学級について、昨年、義務標準法(公立義務教育諸学校の学級編制及び教職員定数の標準に関する法律)が改正され、小学校1学年の基礎定数化が図られたものの、今年度小学校2学年については加配措置にとどまっている。

日本は、OECD諸国に比べて、1学級当たりの児童生徒数や教員1人当たりの児童生徒数が多くなっており、一人ひとりの子どもに丁寧な対応を行うためには、ひとクラスの学級規模を引き下げる必要がある。

また、社会状況等の変化により、日本語指導など特別な支援を必要とする子どもたちの増加や障がいのある児童生徒の対応等が課題となっており、更に、不登校、いじめ等生徒指導の課題も深刻化し、学校は一人ひとりの子どもに対するきめ細かな対応を行う必要がある。

しかし、教育予算について、GDPに占める教育費の割合は、OECD加盟国の中で、日本

は最下位となっている。また、三位一体改革により、義務教育費国庫負担制度の国負担割合は2分の1から3分の1に引き下げられ、地方自治体の財政を圧迫するとともに、非正規雇用者の増大などにみられるように教育条件格差も生じている。

子どもたちが全国どこに住んでいても、機会均等に一定水準の教育を受けられることが憲法上の要請であり、将来を担い、社会の基盤づくりにつながる子どもたちへの教育は極めて重要である。未来への先行投資として、子どもや若者の学びを切れめなく支援し、人材育成・創出から雇用・就業の拡大につなげなければならない。

そのため、教育予算を国全体としてしっかりと確保・充実させる必要がある。

よって、国におかれては、教育予算の拡充のため、次の事項を実現されるよう強く要望する

- 1 少人数学級を推進すること。具体的学級規模は、OECD諸国並みの豊かな教育環境を整備するため、30人以下学級とすること。
- 2 教育の機会均等と水準の維持向上を図るため、義務教育費国庫負担制度の国負担割合を2分の1に復元すること。

以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出する。

平成24年（2012年）6月26日

三 次 市 議 会

以上であります。全員の御賛同をいただきますようお願いし、提案理由の説明といたします。

○議長（沖原賢治君） 質疑を願います。  
（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（沖原賢治君） 質疑なしと認めます。  
討論願います。  
（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（沖原賢治君） 討論なしと認めます。  
これより発議第5号を採決いたします。  
お諮りいたします。  
本意見書案は原案のとおり決することに御異議ありませんか。  
（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（沖原賢治君） 異議なしと認めます。  
よって発議第5号教育予算の拡充を求める意見書（案）は原案のとおり可決されました。

~~~~~ ○ ~~~~~

日程第7 発議第6号 消費税増税をしないことを求める意見書（案）

○議長（沖原賢治君） 日程第7、発議第6号消費税増税をしないことを求める意見書（案）を議題といたします。  
提案理由の説明を求めます。

(23番 亀井源吉君、挙手して発言を求める)

○議長(沖原賢治君) 亀井議員。

[23番 亀井源吉君 登壇]

○23番(亀井源吉君) ただいま御上程となりました発議第6号について、提出者を代表して提案理由の説明を申し上げます。

提出者は、平岡誠議員、林千祐議員、國岡富郎議員、須山敏夫議員、山村恵美子議員、桑田典章議員と私、亀井源吉でございます。

本案は、地方自治法第99条及び三次市議会会議規則第13条の規定により提出するものでございます。

案文の朗読をもって提案理由の説明にかえさせていただきます。

発議第6号

消費税増税をしないことを求める意見書(案)

消費税は、所得の低い人ほど負担が重い逆進性をもち、中小業者のうち7割以上が価格に転嫁できず、赤字でも納税を迫られる税金である。

現時点で、消費税増税をすれば、景気が悪化し、税収も減少する。

社会保障政策も十分とは言えず、内需主導の経済成長、憲法に照らした応能負担の原則を進めるとした税制のあり方にすれば、消費税を増税しなくても、財政は安定する。震災の復興においても、消費税増税が妨げになり、地域経済の冷え込みとともに、逆進性の対策も不十分であり、中小業者対策もいまだ定まっていない。

よって、国においては、社会保障及び財政再建を目的とする消費税増税に関して、応能負担の原則での税制を進めるとともに、日本経済が冷え込む消費税増税をしないことを強く要望する。

以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出する。

平成24年(2012年)6月26日

三 次 市 議 会

以上であります。全員の御賛同をいただきますようお願いし、提案理由の説明とさせていただきます。

○議長(沖原賢治君) 質疑を願います。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○議長(沖原賢治君) 質疑なしと認めます。

討論願います。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○議長(沖原賢治君) 討論なしと認めます。

これより発議第6号を採決いたします。

本件は起立により採決をいたします。

お諮りいたします。

本意見書案は原案のとおり決することに賛成の方の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長（沖原賢治君） 賛成多数であります。

よって発議第6号消費税増税をしないことを求める意見書（案）は原案のとおり可決されました。

~~~~~ ○ ~~~~~

## 日程第8 議会改革の推進について

○議長（沖原賢治君） 日程第8、議会改革の推進についてを議題といたします。

議会改革を推進するため、10人の委員をもって構成する議会改革推進特別委員会を設置し、これに付託の上、審査終了まで閉会中の継続審査にしたいと思います。これに御異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（沖原賢治君） 異議なしと認めます。

よって議会改革の推進については、10人の委員をもって構成する議会改革推進特別委員会を設置し、これに付託の上、審査終了まで閉会中の継続審査とすることに決定をいたしました。

ただいま設置されました議会改革推進特別委員会の委員の選任については、委員会条例第6条第1項の規定により、平岡議員、大森議員、助木議員、伊達議員、久保井議員、福岡議員、保実議員、穴戸議員、新家議員、小池議員、以上10名を指名をしたいと思っております。これに御異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（沖原賢治君） 異議なしと認めます。

よってただいま指名いたしました10人の議員を議会改革推進特別委員会の委員に選任することに決定をいたしました。

~~~~~ ○ ~~~~~

## 日程第9 行財政改革について

○議長（沖原賢治君） 日程第9、行財政改革についてを議題といたします。

行財政改革は、市民生活の安全・安心を基軸として、市民のニーズにきめ細かくこたえることのできる持続可能な行財政運営の実現に向け、市民、行政、議会が一体となり推進する必要があります。

お諮りいたします。

ただいま議題となっております行財政改革については、持続可能な行財政基盤を確立するために、11人の委員をもって構成する行財政改革調査特別委員会を設置し、これに付託の上、審査終了まで閉会中の継続審査にしたいと思います。これに御異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（沖原賢治君） 異議なしと認めます。

よって行財政改革については、11人の委員をもって構成する行財政改革調査特別委員会を設置し、これに付託の上、調査終了まで閉会中の継続審査とすることに決定をいたしました。

ただいま設置されました行財政改革調査特別委員会の委員の選任については、委員会条例第6条第1項の規定により、平岡議員、大森議員、林議員、久保井議員、須山議員、保実議員、新家議員、齊木議員、山村議員、桑田議員、鈴木議員、以上11名を指名したいと思います。これに御異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（沖原賢治君） 異議なしと認めます。

よってただいま指名されました11人の議員を行財政改革調査特別委員会の委員に選任することに決定をいたしました。

~~~~~ ○ ~~~~~

#### 日程第10 三次市新庁舎建設について

○議長（沖原賢治君） 日程第10、三次市新庁舎建設についてを議題といたします。

新庁舎の建設は、行政サービスの提供に大きく関与するものであり、多方面から検討を行い、真に市民のための施設とする必要があります。

お諮りいたします。

ただいま議題となっております三次市新庁舎建設については、真に市民のための施設とするため、10人の委員をもって構成する三次市新庁舎建設調査特別委員会を設置し、これに付託の上、調査終了まで閉会中の継続審査にしたいと思います。これに御異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（沖原賢治君） 異議なしと認めます。

よって三次市新庁舎建設については、10名の委員をもって構成する三次市新庁舎建設調査特別委員会を設置し、これに付託の上、調査終了まで閉会中の継続審査とすることに決定をいたしました。

ただいま設置されました三次市新庁舎建設調査特別委員会の委員の選任については、委員会条例第6条第1項の規定により、竹原議員、助木議員、國岡議員、池田議員、岡田議員、小田議員、福岡議員、亀井議員、保実議員、桑田議員、以上10名を指名したいと思います。これに御異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（沖原賢治君） 異議なしと認めます。

よってただいま指名いたしました10人の議員を三次市新庁舎建設調査特別委員会の委員に選任することに決定をいたしました。

各特別委員会の正副委員長の互選については、次の休憩中に委員会を開催され互選されよう、年長委員の方はよろしくお願いを申し上げます。

それでは、各特別委員会の正副委員長の互選のため、しばらく休憩をいたします。

再開は11時40分からといたします。よろしく申し上げます。

~~~~~ ○ ~~~~~

——休憩 午前10時57分——

——再開 午前11時40分——

~~~~~ ○ ~~~~~

○議長（沖原賢治君） 休憩前に引き続き会議を開きます。

各特別委員会の正副委員長の互選の結果について報告を受けましたので、御報告いたします。

議会改革推進特別委員会の委員長に保実議員、副委員長に平岡議員、行財政改革調査特別委員会の委員長に大森議員、副委員長に林議員、三次市新庁舎建設調査特別委員会の委員長に國岡議員、副委員長に福岡議員がそれぞれ選任をされました。

~~~~~ ○ ~~~~~

日程第11 閉会中継続審査申出事件39件

（総務常任委員会）

- 1 消防及び防災対策について
- 2 財政運営の健全化について
- 3 市有財産の管理について
- 4 入札、契約及び検査体制について
- 5 住民自治組織の育成について
- 6 まちづくり対策について
- 7 情報政策の推進について
- 8 男女共同参画及び青少年健全育成について
- 9 平和及び人権について
- 10 企業誘致について
- 11 三次長寿村について

（教育民生常任委員会）

- 1 国民年金、国民健康保険及び後期高齢者医療について
- 2 クリーンセンターについて
- 3 環境対策について
- 4 斎場の運営について
- 5 社会福祉施策について
- 6 障害者福祉施策について
- 7 高齢者福祉施策について
- 8 介護福祉施策について
- 9 健康推進施策について
- 10 母子保健施策について
- 11 地域医療施策について

- 1 2 子育て環境について
- 1 3 児童福祉施策について
- 1 4 市立三次中央病院の運営について
- 1 5 教育施策について

(産業建設常任委員会)

- 1 市内公共施設の現状調査について
- 2 商工業等の活性化について
- 3 農業、林業、水産業及び畜産業の振興について
- 4 道路、橋梁及び河川の管理・整備について
- 5 上下水道等の整備・維持管理について
- 6 都市計画の策定等について
- 7 都市公園の整備について
- 8 住宅対策の推進について
- 9 雇用対策について
- 1 0 三次駅周辺整備事業について
- 1 1 みらさか土地区画整理事業について
- 1 2 中国横断自動車道尾道松江線開通に伴う産業等の活性化について
- 1 3 道の駅の整備について

○議長（沖原賢治君） 日程第11、委員会における閉会中の継続審査申し出についてを議題といたします。

各常任委員会から、市政の課題について適正で迅速に対応するため、次の事件についてそれぞれ継続審査としたい旨、会議規則第70条の規定により申し出がありました。

総務常任委員長から、1つ、消防及び防災対策について、1つ、財政運営の健全化について、1つ、市有財産の管理について、1つ、入札、契約及び検査体制について、1つ、住民自治組織の育成について、1つ、まちづくり対策について、1つ、情報政策の推進について、1つ、男女共同参画及び青少年健全育成について、1つ、平和及び人権について、1つ、企業誘致について、1つ、三次長寿村について。

教育民生常任委員長から、1つ、国民年金、国民健康保険及び後期高齢者医療について、1つ、クリーンセンターについて、1つ、環境対策について、1つ、斎場の運営について、1つ、社会福祉施策について、1つ、障害者福祉施策について、1つ、高齢者福祉施策について、1つ、介護福祉施策について、1つ、健康推進施策について、1つ、母子保健施策について、1つ、地域医療施策について、1つ、子育て環境について、1つ、児童福祉施策について、1つ、市立三次中央病院の運営について、1つ、教育施策について。

産業建設常任委員長から、1つ、市内公共施設の現状調査について、1つ、商工業等の活性化について、1つ、農業、林業、水産業及び畜産業の振興について、1つ、道路、橋梁及び河川の管理・整備について、1つ、上下水道等の整備・維持管理について、1つ、都市計画の策

定等について、1つ、都市公園の整備について、1つ、住宅対策の推進について、1つ、雇用対策について、1つ、三次駅周辺整備事業について、1つ、みらさか土地区画整理事業について、1つ、中国横断自動車道尾道松江線開通に伴う産業等の活性化について、1つ、道の駅の整備について。

お諮りいたします。

各委員長からの申し出のとおり、閉会中の継続審査に付することに御異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○議長(沖原賢治君) 御異議なしと認めます。

よって各常任委員長からの申し出のとおり、閉会中の継続審査に付することに決定をいたしました。

以上で今期定例会に付議された事件の審議はすべて終了いたしました。

これにて平成24年6月三次市議会定例会を閉会をいたします。

12日間にわたる御審議、大変御苦労さまでございました。ありがとうございました。

——閉会 午前11時45分——

~~~~~ ○ ~~~~~

地方自治法第123条第2項の規定により、ここに署名する。

平成24年6月26日

三次市議会議長 沖原賢治

会議録署名議員 杉原利明

会議録署名議員 澤井信秀